家庭用品品質表示法

ハンドブック

東　京　都

はじめに

私たちの身の回りには、多種多様な商品が出回っています。それぞれの商品について品質、性能、取扱方法などを表示すれば、それによって消費者は自分の希望に合った商品を選ぶことができ、正しい使用にも役立てることができます。

家庭用品品質表示法は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めて、家庭用品の品質表示を適正で分かりやすくし、消費者が購入に際し、適切な情報提供を受けることによって、損失を被ることがないよう、制定されています。

この法律の対象となる家庭用品は、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の4部門で93品目になります（平成30年4月時点）。

このハンドブックは、消費者や事業者の皆さんに家庭用品品質表示法に基づく品質表示について理解していただくために作成しました。どうぞご活用ください。

もくじ

家庭用品品質表示法の仕組み …… 2

繊維製品の品質表示 …… 4

合成樹脂加工品の品質表示 …… 14

電気機械器具の品質表示 …… 22

雑貨工業品の品質表示 …… 26

家庭用品品質表示法（抜粋） …… 48

家庭用品品質表示法の問合せ先 …… 50

家庭用品品質表示法の仕組み

1　商品の指定

日常、使用されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、消費者にとって品質を見分けることが困難で、しかも見分ける必要性の高いものが、「品質表示の必要な家庭用品」として指定されています。業務用のみに使用することを目的とした商品は対象となりません。

2　表示の標準

対象品目として指定されたものには、成分、性能、用途、取扱い上の注意など表示すべき事項（表示事項）と、表示する上で守らなければならない事項（遵守事項）が品目ごとに定められています。

3　指示、公表

表示事項を表示しなかったり、遵守事項どおりの表示をしない事業者があった場合、行政機関は、決められた表示をするよう「指示」することができます。

この指示に従わない場合は、行政機関は、その事業者の名称と表示を行っていない事実や不適正な表示を行っている事実を一般に「公表」することができます。これは、社会的な批判によって表示を適正に行わせることを目的としたものです。

4　表示命令

指示や公表だけでは正しい表示が徹底されず、そのまま放置して消費者に著しい不利益を与える場合には、内閣総理大臣は、決められた表示を守るように罰則をもって強制する「適正表示命令」を出すことができます。さらに、表示のないものの販売を禁ずる「強制表示命令」を出せることになっています。

5　表示者

表示する者は、製造業者、販売業者又はこれらから委託を受けた表示業者となっています。当該事業者は、表示内容についての責任の所在を明確にするために、「表示者名」として社名・団体名（法人登記された正式名称）を表示しなければなりません（商標やブランド名のみの記載は認められていません。）。あわせて、電気機械器具を除く3分類において、表示者は、連絡先（住所又は電話番号）を対象商品に記載し、品質に関しての問合せ先を消費者に明示しなければなりません。

6　輸入品の場合の適用

輸入される家庭用品についても日本で販売される場合は本法の適用対象となり、日本語による表示がなされなければなりません（繊維製品における組成表示において指定用語とされている「COTTON」、「SILK」などの英語を除く。）。

また、表示者については、日本国内において表示内容に責任が持てる者を表示者

とします。これは、日本国内に営業拠点のある事業者が行うこととなり、「住所又は電話番号」についても同様です。

7　監督指導

この法律の徹底を図るため、消費者庁及び経済産業省は、製造業者などに対する立入検査や試買検査などを行い、指導や処分を行っています。

東京都及び区・市は、域内にある販売店を対象として立入検査を行い、指定品目の表示の実態を確認して、販売業者への指導を行っています。また、製造業者などの不適正な表示について国への通知を行っています。

8　申出制度

表示が適正に行われていないために消費者の利益が損なわれることがあるときには、誰でも内閣総理大臣、経済産業大臣、知事、区長又は市長に対し適当な措置を講ずるよう申し出ることができます。

この申出があった場合は、その状況に応じて調査を行い、不適正表示を排除するため適切な措置を講ずることになります。

9　家庭用品品質表示法及び関係規程

適正な表示を行うために、表示事項及び遵守事項の詳細については、これら法令をよく確認してください。

法　　律	家庭用品品質表示法
施 行 令	家庭用品品質表示法施行令
施行規則	家庭用品品質表示法施行規則
規　　程	繊維製品品質表示規程
	合成樹脂加工品品質表示規程
	電気機械器具品質表示規程
	雑貨工業品品質表示規程

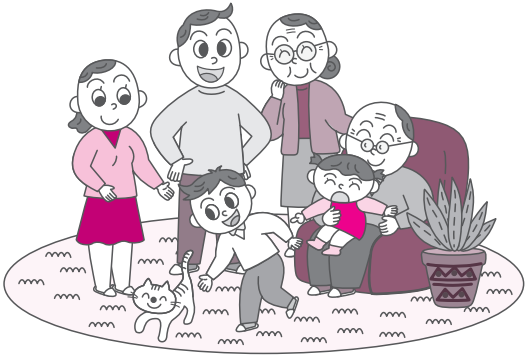

繊維製品の品質表示

繊維製品の品質表示については、糸、織物、生地からズボン、上衣、布団などの二次製品まで幅広く対象としています。
現在38品目が対象品目であり、表示事項は次の表に示すとおりです。

対象品目と表示事項一覧表

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">品　　名</th><th colspan="3">表　示　事　項</th><th>付記事項（※1）</th></tr>
<tr><th>繊維の組成</th><th>家庭洗濯等取扱方法</th><th>はっ水性</th><th>表示者名及び連絡先</th></tr>
<tr><td colspan="4">1. 糸（※2）</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="4">2. 織物、ニット生地及びレース生地（※3）</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="22">3. 衣料品等（※4）</td><td rowspan="2">(1) コート</td><td colspan="2">特定織物(※5)のみを表生地に使用した和装用のもの</td><td>○</td><td>—</td><td>○（※6）</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○（※6）</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(2) セーター</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(3) シャツ</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(4) ズボン</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(5) 水着</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(6) ドレス及びホームドレス</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(7) ブラウス</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(8) スカート</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(9) 事務服及び作業服</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(10) 上衣</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(11) 子供用オーバーオール及びロンパース</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(12) 下着</td><td rowspan="2">繊維の種類が1種類のもの</td><td>なせん加工品</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定織物（※5）のみを表生地に使用した和装用のもの</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="3">(13) 寝衣</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(14) 羽織及び着物</td><td colspan="2">特定織物（※5）のみを表生地に使用した和装用のもの</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr>
</table>

品　　名		表　示　事　項			付記事項（※1）
		繊維の組成	家庭洗濯等取扱方法	はっ水性	表示者名及び連絡先
3. 衣料品等（※4）	(15) 靴下	○	—	—	○
	(16) 手袋	○	—	—	○
	(17) 帯	○	—	—	○
	(18) 足袋	○	—	—	○
	(19) 帽子	○	○	—	○
	(20) ハンカチ	○	—	—	○
	(21) マフラー、スカーフ及びショール	○	○	—	○
	(22) 風呂敷	○	—	—	○
	(23) エプロン及びかっぽう着	○	○	—	○
	(24) ネクタイ	○	—	—	○
	(25) 羽織ひも及び帯締め	○	—	—	○
	(26) 床敷物	○	—	—	○
	(27) 毛布	○	○	—	○
	(28) 膝掛け	○	○	—	○
	(29) 上掛け	○	○	—	○
	(30) 布団カバー	○	○	—	○
	(31) 敷布	○	○	—	○
	(32) 布団	○	—	—	○
	(33) カーテン	○	○	—	○
	(34) テーブル掛け	○	—	—	○
	(35) タオル及び手拭い	○	—	—	○
	(36) ベッドスプレッド、毛布カバー及び枕カバー	○	○	—	○

※1　品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

※2　糸の全部又は一部が綿、麻（亜麻及び苧麻に限る。）、毛、絹、ビスコース繊維、銅アンモニア繊維、アセテート繊維、ナイロン繊維、ポリエステル系合成繊維、ポリウレタン系合成繊維、ガラス繊維、ポリエチレン系合成繊維、ビニロン繊維、ポリ塩化ビニリデン系合成繊維、ポリ塩化ビニル系合成繊維、ポリアクリルニトリル系合成繊維又はポリプロピレン系合成繊維であるものに限る。

※3　上記1に該当する糸を製品の全部または一部に使用して製造したものに限る。

※4　上記1に該当する糸や上記2に該当する織物、ニット生地又はレース生地を製品の全部又は一部に使用して製造し又は加工した繊維製品（電気加熱式のものを除く。）に限る。

※5「特定織物」とは、組成繊維中における絹の混用率が50％以上の織物又はたて糸若しくはよこ糸の組成繊維が絹のみの織物をいう。

※6「はっ水性」の表示は、レインコート等はっ水性を必要とするコート以外の場合は必ずしも表示をする必要はない。

1　繊維の組成

「繊維の組成」は、繊維の名称を示す用語にそれぞれの混用率をパーセントで併記して表示します。品目ごとの組成表示が必要な繊維の定義は次のとおりです。

品　　目		組成表示が必要な繊維の定義
糸		糸を組成する繊維
織物	床敷物用	パイルを組成する繊維
	その他のもの	織物を組織している糸（耳糸を除く。）を組成する繊維
ニット生地		ニットを編成している糸を組成する繊維
レース生地		レースを構成している糸を組成する繊維
ズボン、ドレス、ホームドレス、スカート、羽織及び着物		表生地及び裏生地（ズボンについては、膝及び身頃の裏生地に限り、ズボン及びスカート以外のものについては、胴、背及び袖の裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5％を超えるものに限る。）を組織・編成・構成している糸を組成する繊維
コート及び上衣	詰物なし	表生地及び裏生地（胴、背及び袖の裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5％を超えるものに限る。）を組織・編成・構成している糸を組成する繊維
	詰物あり	表生地、裏生地及び詰物（ポケット口、肘、衿等の一部に衣服の形状を整えるための副資材として使用されているものを除く。）を組成する繊維
布団		詰物を組成する繊維及び布団側の生地を組織・編成・構成している糸を組成する繊維
羽織ひも及び帯締め		羽織ひも及び帯締めを組成する繊維
その他の衣料品等		生地（表生地以外に生地を使用しているものについては表生地、足袋については表地、表底地及び甲裏地）を組織・編成・構成している糸（床敷物については、パイル）を組成する繊維

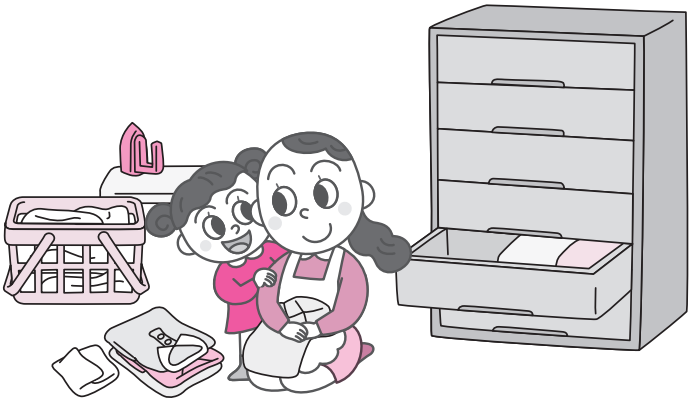

（1）繊維の名称（指定用語）

繊維の名称は、次の表の指定用語を使って表示することになっています。

繊維の名称を示す用語

分類	繊維等の種類		指定用語
植物繊維	綿		綿
			コットン
			COTTON
	麻	亜麻	麻
			亜麻
			リネン
		苧麻（ちょま）	麻
			苧麻（ちょま）
			ラミー
	上記以外の植物繊維		「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
動物繊維	毛	羊毛	毛
			羊毛
			ウール
			WOOL
		モヘヤ	毛
			モヘヤ
		アルパカ	毛
			アルパカ
		らくだ	毛
			らくだ
			キャメル
		カシミヤ	毛
			カシミヤ
		アンゴラ	毛
			アンゴラ
		その他のもの	毛
			「毛」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
	絹		絹
			シルク
			SILK
	上記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が450以上のもの	レーヨン
			RAYON
			ポリノジック
		その他のもの	レーヨン
			RAYON
	銅アンモニア繊維		キュプラ
	上記以外の再生繊維		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）

分類	繊維等の種類		指定用語
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の92％以上が酢酸化されているもの	アセテート
			ACETATE
			トリアセテート
		その他のもの	アセテート
			ACETATE
	上記以外の半合成繊維		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
合成繊維	ナイロン繊維		ナイロン
			NYRON
	ポリエステル系合成繊維		ポリエステル
			POLYESTER
	ポリウレタン系合成繊維		ポリウレタン
	ポリエチレン系合成繊維		ポリエチレン
	ビニロン繊維		ビニロン
	ポリ塩化ビニリデン系合成繊維		ビニリデン
	ポリ塩化ビニル系合成繊維		ポリ塩化ビニル
	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリルニトリルの質量割合が85％以上のもの	アクリル
		その他のもの	アクリル系
	ポリプロピレン系合成繊維		ポリプロピレン
	ポリ乳酸繊維		ポリ乳酸
	アラミド繊維		アラミド
	上記以外の合成繊維		「合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
無機繊維	ガラス繊維		ガラス繊維
	金属繊維		金属繊維
	炭素繊維		炭素繊維
	上記以外の無機繊維		「無機繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
羽毛	ダウン		ダウン
	その他のもの		フェザー
			その他の羽毛
分類外繊維	上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維		「分類外繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）

備考　左欄の分類が明らかで、かつ、種類が不明である繊維については、その繊維の名称を示す用語又は商標を省略することができる。

※　複合繊維の名称を示す場合には、「複合繊維」の用語の後に一種類以上、三種類までのポリマーの名称を示す用語等（全てのポリマーの名称が表の右欄に掲げる指定用語（「上記以外の植物繊維」、「上記以外の動物繊維」、「上記以外の再生繊維」、「上記以外の半合成繊維」、「上記以外の合成繊維」、「上記以外の無機繊維」又は「上記各項目に掲げる繊維等以外の繊維」に該当する指定用語を除く。）に当たる場合はその指定用語を、それ以外の場合は複合繊維の名称を示す「商標」又は「指定用語及びポリマーの名称を示す用語」）を表示する（繊維規程第6条第2項）

(2) 混用率の表示

ア　全体表示

製品に使用されている繊維ごとの、その製品全体に対する質量割合をパーセントで表示します。

（表示例）

毛　100%	羊毛　50% カシミヤ　50%	WOOL　50% カシミヤ　50%
表示者名　○○○○	表示者名　○○○○	表示者名　○○○○
連絡先 0000-0000	連絡先 0000-0000	連絡先 東京都○○区001-2-3

イ　分離表示

組成の異なる2種類以上の糸又は生地を使用している製品は、異なる糸又は生地を使用している部分に分け、分けた部分ごとにそれぞれ100として混用率を表示することができます。分け方は、どのようにして分けても良いのですが、分けた部分を分かりやすく書く必要があります。

（表示例）

たて糸　絹　100% よこ糸　レーヨン　60% ナイロン　40%	地糸 ポリエステル 100% 柄糸 レーヨン　100%	スカート部分 アセテート　100% その他部分 WOOL　100%
表示者名　○○○○	表示者名　○○○○	表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000	連絡先　0000-0000	連絡先　東京都○○区001-2-3

一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は次のとおりです。

身頃　綿　100%
袖　牛革
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

（参考）革又は合成皮革の材料の種類を示す用語一覧表

材料の種類		材料の種類を示す用語
革	牛の革	牛革
	羊の革	羊革
	やぎの革	やぎ革
	鹿の革	鹿革
	豚の革	豚革
	馬の革	馬革
	前各項に掲げる以外の革	材料の種類の通称を示す用語
合成皮革（※）		合成皮革

※合成皮革のうち、基材に特殊不織布（ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とし、ポリウレタン又はそれに類する可撓性を有する高分子物質を含浸させたもの）を用いているものについては、「合成皮革」の用語に代えて「人工皮革」の用語を用いることができる。

ウ　混用率の許容範囲

許容範囲とは、混用率を表示する場合に、表示しようとする混用率と、製品を分析して求めた正確な混用率との間の誤差が、どの程度まで許されるかということです。現在、認められている許容範囲は右のとおりです。

表　示	許容範囲	特　例
100%表示の場合	毛　　－3%以内 毛以外 －1%以内	紡毛製品・空紡糸製品 －5%以内 （くず糸等を使用した紡毛製品又は空紡糸製品である旨を付記）
○○%以上の場合 ○○%未満の場合	－0% ＋0%	
数値が5の整数倍の場合 （100%を除く。）	±5%以内	
上記以外の場合	±4%以内	毛又は羽毛の間（※） ±5%以内

※　「毛又は羽毛の間」とは、毛（羊毛、モヘヤ、アルパカ、らくだ、カシミヤ、アンゴラ、その他のもの）又は羽毛（ダウン、その他のもの）同士の混用品

（3）特殊な表示

ア　「以上」「未満」表示

組成繊維中、いずれか1種類の繊維の混用率が80%を超える場合、80%を超える繊維の混用率を示す数値に「以上」と付記し、その他の繊維の混用率を合計した数値に「未満」と付記して表示することができます。

（アの表示例）

WOOL　85%以上
綿
ナイロン
ポリウレタン　15%未満
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

イ　少量混入繊維の一括表示

組成繊維中、混用率が10%未満の繊維が2種類以上含まれている場合、10%未満の繊維については、当該繊維の名称を一括して記載し、それらの混用率を合計した数値を併記することができます。

（イの表示例）

キュプラ　65%
絹
レーヨン
ナイロン　35%
再生繊維（リヨセル）
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

ウ　列記表示

混用率が5%以上の繊維が4種類以上使ってある繊維製品や、靴下、手袋等の特に指定されているもの（10ページ参照）は、以下の方法が認められています。

①組成繊維の全てについて混用率の多い順に繊維の名称を列記して表示する方法

②組成繊維のうち混用率の多い順に少なくとも2つ以上の繊維の名称を列記し、残りのものは「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

（ウの①の表示例）

キュプラ
綿
ナイロン
ポリウレタン
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

（ウの②の表示例）

羊毛
カシミヤ
その他

表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

列記表示が可能な繊維製品

1	レース生地及びレース生地を使用して製造し又は加工した衣料品等（手工レース製品を含む。）のレース生地を使用した部分
2	水着
3	ブラジャー、コルセットその他のファンデーションガーメント、ショーツ及びキャミソールその他の装飾下着
4	靴下
5	手袋
6	帽子
7	羽織ひも及び帯締め
8	布団側の表地と裏地の組成繊維が異なるときの布団側表地
9	和紡式の糸又はくず糸、ノイル若しくは反毛を使用する紡毛式又は空紡式の糸及びこれを使用して製造した生地（以下「和紡糸等生地」という。）並びに表生地に和紡糸等生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
10	くず糸、ノイル又は反毛を原料として製造した詰物
11	ネップヤーン、スラブヤーン等の変わり糸及びこれを使用して製造した生地（以下「変り糸生地」という。）並びに表生地に変わり糸生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
12	起毛された織物及びニット生地（以下「起毛生地等」という。）並びに表生地に起毛生地等のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
13	植毛された織物及びニット生地（以下「植毛加工生地等」という。）並びに表生地に植毛加工生地等のみを使用し製造又は加工した衣料品等
14	組成繊維の一部が麻である糸（麻以外の組成繊維の全部又は一部が綿又はビスコース繊維のものに限る。）及びこれを使用して製造した生地（以下「麻混用生地」という。）並びに表生地に麻混用生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
15	オパール加工を施した生地（以下「オパール加工生地」という。）及び表生地にオパール加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
16	コーティング加工を施した生地、樹脂含浸加工を施した生地（合成皮革を除く。）、ボンディング加工を施した生地又はラミネート加工を施した生地（以下「コーティング等樹脂加工生地」という。）及び表生地にコーティング等樹脂加工生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等
17	組織により紋様を表した織物又はニット生地（地組織を有するものに限る。以下「紋様生地」という。）及び表生地に紋様生地のみを使用して製造し又は加工した衣料品等の地組織以外の部分
18	和紡糸等生地、変わり糸生地、起毛生地等、植毛加工生地等、麻混用生地、オパール加工生地、コーティング等樹脂加工生地又は紋様生地を表生地の一部に使用して製造し又は加工した衣料品等のこれらの生地を使用した部分
19	帯の刺しゅうの部分
20	組成繊維中における繊維の種類が4以上であり、かつ、それぞれの繊維の混用率が5％以上である繊維製品

エ　裏生地の組成表示

裏生地の組成表示をするときは、以下の方法が認められています。

①混用率の大きいものから繊維名を順次列記する方法
②繊維の種類が3種類以上の場合は混用率の最も大きい繊維の名称だけを書き、その他のものは「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

（①の表示例）

表　地
　毛　　100%
裏　地
　ポリエステル
　ナイロン
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

（②の表示例）

表　地
　毛　　60%
　アクリル　　40%
裏　地
　レーヨン
　その他
表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

ズボンは、膝及び身頃の裏生地に限り、繊維の組成を表示します。ズボン及びスカート以外のものについては、胴、背及び袖の裏生地の面積の表生地の面積に対する割合が5％を超えるものに限ります。

2　はっ水性

「はっ(撥)水性」（水をはじく性質）の表示は、レインコートなどの繊維製品に表示することができます。

表生地については日本工業規格L1092（繊維製品の防水性試験方法）に規定する試験を行ったとき、規定する水準以上のはっ水度を有するときに「はっ水（水をはじきやすい)」又は「撥水（水をはじきやすい)」の用語を用いて表示することができます。

洗濯により「はっ水（撥水)」効果が失われる製品については、その旨を付記する場合に限り「はっ水(撥水)」の表示ができます。

（表示例）

はっ水
（水をはじきやすい）
　水洗い後は、はっ水効果がなくなります。

表示者名　○○○○
連絡先　0000-0000

3　家庭洗濯等取扱方法

家庭洗濯等取扱方法の表示は、平成28年12月から、新しい**日本工業規格L0001（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）**で規定する記号（取扱表示）で表示します。

洗濯表示と表示方法は、次のとおりです。

(1) 洗濯表示

洗濯表示に関する記号について

洗濯表示記号は基本記号（①洗濯処理記号、②漂白処理記号、③乾燥処理記号、④アイロン仕上げ処理記号、⑤商業クリーニング処理記号）及び基本記号と組み合わせて用いる付加記号（⑥弱い処理記号、⑦非常に弱い処理記号、⑧処理温度記号、⑨処理・操作の禁止記号）で構成されます（13ページ参照)。

(2) 表示方法

ア　記号の適用

・記号は、直接製品に記載するか、又はラベル(縫い付けラベルなど)に記載します。
・ラベルは、少なくともラベルを付ける繊維製品と同程度の家庭洗濯処理及び商業クリーニング処理に耐え得る適切な素材で作成します。
・ラベル並びにラベルに印字した記号及び付記用語は、容易に読み取れる大きさとし、製品の耐用期間中は判読可能でなければなりません。
・ラベルは、消費者が簡単に分かる箇所に見やすく、縫い目などに隠れず、かつ、しっかりと容易に取れない方法で繊維製品に取り付けなければなりません。

イ　記号の使用

・記号は、洗濯、漂白、乾燥、アイロン仕上げ、商業クリーニングの順に並べます。
・1個以上の乾燥処理記号又は1個以上の商業クリーニング記号が必要な場合は、洗濯、漂白、タンブル乾燥、自然乾燥、アイロン仕上げ、ドライクリーニング、ウエットクリーニングの順に並べます。
・この規格で規定されている5個の基本記号のいずれかが記載されていないときには、その記号によって意味している全ての処理が可能とします。
・記号によって表示される処理は、特別な指示がある場合を除き、その繊維製品の全体に適用されます。

ウ　付記用語等の表示（任意表示）

洗濯表示記号で表すことのできない取扱方法に関する情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語（付記用語）や文章で表示することができます（事業者の任意表示)。

考えられる付記用語の例：

「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」「飾り部分アイロン禁止」など

4　表示者名及び連絡先

表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示します。

5　表示方法

繊維製品に対する品質表示は、下げ札でも貼り札でも良く、特にその形態を定めていませんが、見やすい箇所に分かりやすく表示することになっています。したがって、店頭に陳列されたときに、ラベルの位置が分かりやすく、ラベルそのものも見やすいことが必要です。

取扱表示等を記載する縫い付けラベルの材質は、表示する取扱方法に十分耐えうるものでなければならず、製品の使用可能な期間、表示内容が容易に判読できなければなりません。

洗濯表示記号

表1　洗濯処理

番号	記号	記号の意味
190	95	・液温は95℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
170	70	・液温は70℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
160	60	・液温は60℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
161	60	・液温は60℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
150	50	・液温は50℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
151	50	・液温は50℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
140	40	・液温は40℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
141	40	・液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
142	40	・液温は40℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
130	30	・液温は30℃を限度とし、洗濯機で洗濯ができる
131	30	・液温は30℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
132	30	・液温は30℃を限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
110		・液温は40℃を限度とし、手洗いができる
100		・家庭での洗濯禁止

表2　漂白処理

番号	記号	記号の意味
220	△	・塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
210	△	・酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
200		・塩素系及び酸素系漂白剤の使用禁止

表3　タンブル乾燥

番号	記号	記号の意味
320		・タンブル乾燥ができる（排気温度上限80℃）
310		・低い温度でのタンブル乾燥ができる（排気温度上限60℃）
300		・タンブル乾燥禁止

表4　自然乾燥

番号	記号	記号の意味
440		・つり干しがよい
445		・日陰のつり干しがよい
430		・ぬれつり干しがよい
435		・日陰のぬれつり干しがよい
420		・平干しがよい
425		・日陰の平干しがよい
410		・ぬれ平干しがよい
415		・日陰のぬれ平干しがよい

※ぬれ干しとは、洗濯機による脱水や、手でねじり絞りをしないで干すことです。

表5　アイロン仕上げ

番号	記号	記号の意味
530		・底面温度200℃を限度としてアイロン仕上げができる
520		・底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる
510		・底面温度110℃を限度としてスチームなしでアイロン仕上げができる
500		・アイロン仕上げ禁止

表6　ドライクリーニング

番号	記号	記号の意味
620	P	・パークロロエチレン及び石油系溶剤によるドライクリーニングができる
621	P	・パークロロエチレン及び石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
610	F	・石油系溶剤によるドライクリーニングができる
611	F	・石油系溶剤による弱いドライクリーニングができる
600		・ドライクリーニング禁止

表7　ウエットクリーニング※

番号	記号	記号の意味
710	W	・ウエットクリーニングができる
711	W	・弱い操作によるウエットクリーニングができる
712	W	・非常に弱い操作によるウエットクリーニングでがきる
700	W	・ウエットクリーニング禁止

※ウエットクリーニングとは、クリーニング店が特殊な技術で行うプロの水洗いと仕上げまで含む洗濯です。

付記用語について

記号で表せない取扱情報は、必要に応じて、記号を並べて表示した近くに用語や文章で付記されます。（事業者の任意表示）

考えられる付記用語の例：**「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「あて布使用」**など

合成樹脂加工品の品質表示

合成樹脂加工品は、現在8品目について、それぞれ次の表に示すとおり、表示事項が定められています。

対象品目と表示事項一覧表

品　目		表示事項							付記事項（※）
		原料樹脂	耐熱温度	耐冷温度	寸法	容量	枚数	取扱い上の注意	表示者名及び連絡先
1. ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋		○	—	○	○	—	○	○	○
2. 食事用、食卓用又は台所用の器具	台所用容器等（ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等）の容量表示を必要とするもの	○	○	○	—	○	—	○	○
	皿等（椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等）の容量表示を必要としないもの	○	○	—	—	—	—	○	○
	まな板	○	○	—	○	—	—	○	○
	製氷用器具	○	—	○	—	—	—	○	○
	食事用の器具等	○	○	—	—	—	—	—	○
3. 盆		○	○	—	—	—	—	○	○
4. 水筒（ウレタンフォーム等の断熱材で被包したもの（保温水筒と呼ばれているもの）を除く。）		○	○	—	—	○	—	○	○
5. 籠		○	—	—	—	—	—	○	○
6. たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	たらい	○	—	—	—	○	—	○	○
	バケツ	○	—	○	—	○	—	○	○
	洗面器	○	—	—	—	—	—	○	○
	浴室用の器具	○	○（浴槽蓋に限る。）	—	○（浴槽蓋に限る。）	—	—	○	○
7. 湯たんぽ		○	○	—	—	○（お湯を入れるものに限る。）	—	○	○
8. 可搬型便器及び便所用の器具（固定式のものを除く。）		○	○	—	—	—	—	○	○

※品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

1　原料樹脂

原料として使用する合成樹脂（原料樹脂）の種類の表示の際には、その合成樹脂加工品に使用されている全ての合成樹脂について表示する必要があります。

「原料樹脂」の種類は、次の指定用語を使用することになっています。

合成樹脂加工品の原料樹脂の指定用語

ポリエチレン	ポリカーボネート
ポリプロピレン	ポリアセタール
塩化ビニル樹脂	ポリアミド
フェノール樹脂	ナイロン
ユリア樹脂	ポリウレタン
メラミン樹脂	ポリエチレンテレフタレート
不飽和ポリエステル樹脂	PET
ポリスチレン	ポリ塩化ビニリデン
スチロール樹脂	ポリブタジエン
AS樹脂	EVA樹脂
ABS樹脂	ポリメチルペンテン
メタクリル樹脂	メタクリルスチレン
アクリル樹脂	その他原料樹脂の種類の通称を示す用語

2種類以上の原料を混合している場合は、その混入割合の大きいものから順に列記します。

2箇所以上に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、使用部分を分かりやすく示して、その使用部分ごとに当該原料樹脂名を指定用語で表示します。

2　耐熱温度

通常の使用状態においてどの程度の高温に耐えるかの目安を示すものです。合成樹脂加工品品質表示規程で定められた試験方法（日本工業規格S2029）により試験を行い、耐熱温度を表示してください。

本体、蓋等2箇所以上に異なる種類の原料樹脂を使用している場合は、それぞれの部分を示す用語に、各部分の耐熱温度を併記してください。

3　耐冷温度

通常の使用状態において、どの程度の低温まで耐えるかの目安を示すものです。合成樹脂加工品品質表示規程で定められた試験方法により試験を行い、耐冷温度を表示してください。

表示対象となる合成樹脂加工品には、野外で使用が想定されるバケツ、冷凍庫で使用が想定される製氷用器具、ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレン製の袋、台所用容器等があります。

4　容量

容量が1リットル以上の場合はリットル単位で、1リットル未満の場合はミリリットル単位により表示します。

5　寸法

ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋については、外形寸法の縦及び横の長さ並びにフィルムの厚さをミリメートル単位で、まな板については、縦、横及び厚みをミリメートル単位で、浴槽の蓋については、幅及び長さをミリメートル単位でそれぞれ、縦、横、長さ、厚さ・幅のいずれを指すかを分かりやすく示した上で表示します。

6　枚数

ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋については、製品の枚数を表示します。

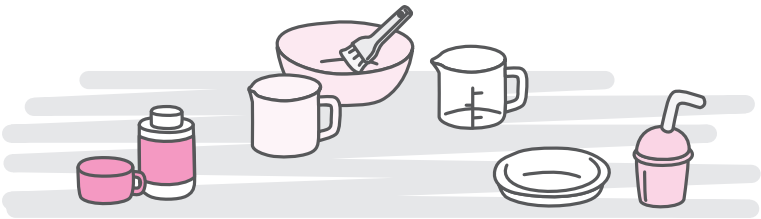

7　取扱い上の注意

以下のとおり、品目ごとに定められた事項を記載してください。

「取扱い上の注意」として記載すべき事項	ポリエチレン製又はポリプロピレンフィルム製の袋	食事用、食卓用又は台所用の器具	盆	水筒	籠	たらい、バケツ、洗面器及び浴室用の器具	湯たんぽ	可搬型便器及び便器用の器具
①火のそばに置かない旨	○	○	○	○	○	○	○	○
②熱い鍋等を載せない旨（まな板に限る。）	—	○	—	—	—	—	—	—
③レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがある旨（スチロール樹脂製のものに限る。）	—	○	○	○	○	○	—	○
④湯を満杯にして使用する旨（軟質樹脂製の場合は、湯は約3分の2程度にとどめ、空気を抜いて使用する旨等を適切に表示する。）	—	—	—	—	—	—	○	—
⑤長時間に身体に密着して使用しない旨	—	—	—	—	—	—	○	—
⑥手をついたり、乗ったりしない旨（浴槽蓋に限る。）	—	—	—	—	—	○	—	—
⑦冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨（冷凍庫用に耐冷設定されていないものに限る。）	○	○	—	○	—	—	—	—
⑧冷凍する際に注意すべき事項（保冷剤を使用した容器に限る。）	—	○	—	○	—	—	—	—
⑨電子レンジ用として使用できないものは電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものはその使用形態や内容物に応じて注意すべき事項（「台所用容器等」「皿等」に限る。）	—	○	—	—	—	—	—	—

8　表示者名及び連絡先

表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示します。

9　表示の場所及び表示方法

表示は、合成樹脂加工品ごとに、**消費者の見やすい場所に分かりやすく記載します。**特に、「取扱い上の注意」については、本体から容易に離れない方法（本体刻印、本体印刷、ラベルの貼付けなど）によって表示することになっています。

ただし、表示できる平面が50平方センチメートル未満であって、全ての表示事項を表示できない場合に限り、本体への表示では、「容量」及び「取扱い上の注意」を省略できることになっています。

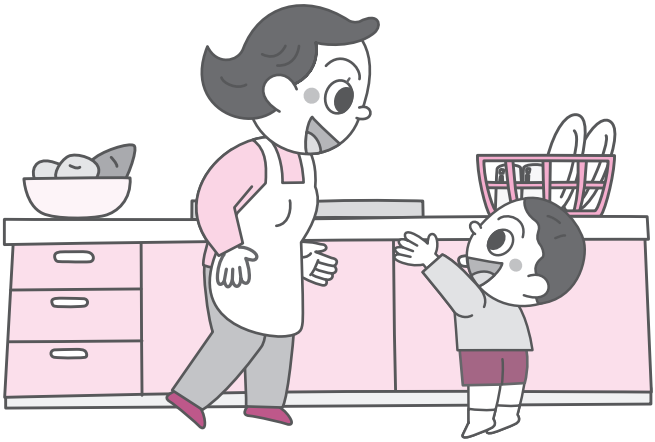

合成樹脂加工品の品質表示

表示例は、あくまで一例になります。表示責任者が家庭用品品質表示法に基づき、適切な表示をしてください。

■ポリエチレンフィルム製又は ポリプロピレンフィルム製の袋の表示例

原料樹脂　ポリエチレン
耐冷温度　－30℃
寸　　法　縦250mm　横300mm　厚さ0.03mm
枚　　数　20枚
取扱い上の注意
- 火のそばに置かないでください。

○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■台所用容器等の表示例

原料樹脂　本体　ポリエチレン　蓋　ポリプロピレン
耐熱温度　本体　140℃　蓋　120℃
耐冷温度　－30℃
容　　量　570 ㎖
取扱い上の注意
- 火のそばに置かないでください。
- 電子レンジで使用できます。
- 電子レンジで使用する際には樹脂が溶けるおそれがあるので、油ものやカレー、シチュー、カラメル等は入れないでください。
- 電子レンジで使用できるのは温めだけです。調理はできません。

○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■皿等の表示例

原料樹脂　メラミン樹脂（積層加工）
耐熱温度　120℃
取扱い上の注意
- 火のそばに置かないでください。
- 電子レンジでは使用できません。

○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■まな板の表示例

原料樹脂　ポリエチレン
耐熱温度　90℃
寸　　法　縦400mm　横300mm　厚さ25mm
取扱い上の注意
• 火のそばに置かないでください。
• 熱い鍋等を載せないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■盆の表示例

原料樹脂　メラミン樹脂（積層加工）
耐熱温度　120℃
取扱い上の注意
• 火のそばに置かないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■籠の表示例

原料樹脂　ポリプロピレン
取扱い上の注意
• 火のそばに置かないでください。
○×△株式会社　TEL 03-0000-0000

■バケツの表示例

原料樹脂　ポリエチレン
耐冷温度　−30℃
容　　量　10ℓ
取扱い上の注意
• 火のそばに置かないでください。
○×△株式会社　TEL 03-0000-0000

■洗面器・浴室用器具（浴槽蓋を除く。）の表示例

原料樹脂　ポリプロピレン
取扱い上の注意　• 火のそばに置かないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■浴槽蓋の表示例

原料樹脂　ポリエチレン
耐熱温度　90℃
寸　　法　幅700mm×長さ900mm
取扱い上の注意　• 火のそばに置かないでください。
• 手をついたり、乗ったりしないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■湯たんぽの表示例

原料樹脂　本　　体　ポリエチレン
キャップ　ポリプロピレン
耐熱温度　本　　体　110℃
キャップ　120℃
容　　量　3.4 ℓ
取扱い上の注意　• 火のそばに置かないでください。
• 湯は約3分の2程度にとどめ、空気を抜いて使用してください。
• 長時間にわたり身体に密着して使用しないでください。
○×△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

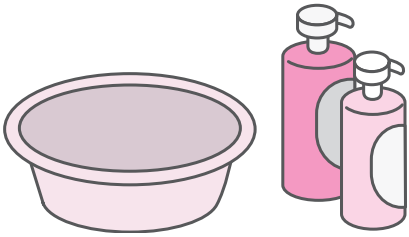

電気機械器具の品質表示

電気機械器具は、機械能力を中心に、それぞれの商品の品質の違いが分かるように、現在17品目について表示事項が定められています。

また、電気機械器具については、家庭用品品質表示法のほか、安全確保の見地から、電気用品安全法等によって決められた表示をすることが義務づけられています。

対象品目と表示事項一覧表

品　目	表　示　事　項	付記事項（※）
1. エアコンディショナー（電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。）	①冷房能力又は暖房能力、②区分名、③冷房消費電力又は暖房消費電力、④通年エネルギー消費効率、⑤使用上の注意	表示者名
2. テレビジョン受信機（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、ワイヤレス方式のもの等を除く。）	①年間消費電力量、②区分名、③受信機サイズ、④使用上の注意	表示者名
3. 電気パネルヒーター	①放熱の方式、②温度調節の方式（「固定式」又は「可変式」と記載）、③暖房能力、④熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。）、⑤使用上の注意	表示者名
4. 電気毛布	①種類、②繊維の組成、③使用上の注意	表示者名
5. ジャー炊飯器（おかゆ調理専用の電気おかゆ鍋、炊飯機能だけの電気炊飯器、保温機能だけの電子ジャー、機械式保温機能付き炊飯器を除く。）	①最大炊飯容量、②区分名、③蒸発水量、④年間消費電力量、⑤1回当たりの炊飯時消費電力量、⑥1時間当たりの保温時消費電力量、⑦1時間当たりのタイマー予約時消費電力量、⑧1時間当たりの待機時消費電力量、⑨使用上の注意	表示者名
6. 電子レンジ	①外形寸法、②加熱室の有効寸法、③区分名、④電子レンジ機能の年間消費電力量、⑤オーブン機能の年間消費電力量（オーブン機能を有するものに限る。）、⑥年間待機時消費電力量、⑦年間消費電力量、⑧使用上の注意	表示者名
7. 電気コーヒー沸器	①種類、②保温装置の有無、③最大使用水量、④使用上の注意	表示者名
8. 電気ポット	①定格容量、②使用上の注意	表示者名
9. 電気ホットプレート（用途が限定されているもの（たこ焼き専用プレート等）、電磁調理（IH）タイプを除く。）	①プレート（「固定式」、「ヒータ分離式」又は「ヒーター体式」と記載）、②使用上の注意	表示者名
10. 電気ロースター	①種類（「開閉式」又は「引出式」と記載）、②焼き網の寸法、③使用上の注意	表示者名
11. 電気冷蔵庫（熱電素子を使用しないものに限る。）	①定格内容積（全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積）、②消費電力量、③外形寸法、④使用上の注意	表示者名
12. 換気扇（取付口の小さいところやダクト、フードパイプ等を使用するところに取り付けるもの、圧力のある風を出せるシロッコ型、ターボ型等の特殊な構造のものを除く。）	①羽根の大きさ、②風量、③使用上の注意	表示者名
13. 電気洗濯機	①標準使用水量、②外形寸法、③使用上の注意	表示者名
14. 電気掃除機（業務用、特殊用途のもの、電源に電池（充電池を含む）を使用するもの、セントラルクリーナー、ブラシを回転させて床を磨くもの、モーター部分が据置・設置形のものを除く。）	①吸込仕事率、②質量（使用中本体が移動可能なものに限る。）、③使用上の注意	表示者名
15. 電気かみそり	①電源方式、②充電時間（充電式のものに限る。）、③乾電池の種類及び数（乾電池を使用するものに限る。）、④使用上の注意	表示者名

品　　目	表　示　事　項	付記事項（※）
16. 電気ジューサーミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー	①種類、②定格容量（電気ジューサーは表示を省略）、③使用上の注意	表示者名
17. 卓上スタンド用蛍光灯器具（テーブル,柱等に取り付ける構造のものを除く。）	①用途及び照度、②蛍光ランプの形式、③全光束、④消費電力、⑤エネルギー消費効率、⑥使用上の注意	表示者名

※品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名の付記が必要である。

1　単位、許容誤差

品目ごとに定められていますので、電気機械器具品質表示規程をよく確認してください。

2　使用上の注意

使用方法や点検、手入れ、設置に関する注意事項について、製品の品質に応じて適切に表示します。

3　表示者名

表示者の「氏名又は名称」を表示します。

4　表示方法

「使用上の注意」以外は本体、下げ札、箱への印刷、ラベルの貼付けなど製品ごとに**消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載して表示します。**

「使用上の注意」は、本体か取扱説明書のどちらかに記載します。

電気機械器具の品質表示例

表示例は、あくまで一例になります。表示責任者が家庭用品品質表示法に基づき、適切な表示をしてください。

■エアコンディショナーの表示例

冷房能力	2.2kW
暖房能力	2.2kW
区分名	A
冷房消費電力	440W
暖房消費電力	450W
通年エネルギー消費効率	5.9

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

○○電気株式会社

■テレビジョン受信機の表示例

年間消費電力量	200kWh／年
区分名	ＤＨ2
受信機型サイズ	42Ｖ型

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

株式会社○○

■電気毛布の表示例

種　　類	敷毛布	
繊維の組成	毛50％	レーヨン50％

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項

○○電気株式会社

■ジャー炊飯器の表示例

最大炊飯容量	1.0ℓ
区分名	B
蒸発水量	80.0ｇ
年間消費電力量	76.5kWh／年
1回当たりの炊飯時消費電力量	150Wh
1時間当たりの保温時消費電力量	16.0Wh
1時間当たりのタイマー予約時消費電力量	0.70Wh
1時間当たりの待機時消費電力量	0.65Wh

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項

○○電気株式会社

■電子レンジの表示例

外形寸法	幅500mm×奥行き450mm×高さ410mm
加熱室の有効寸法	幅400mm×奥行き320mm×高さ240mm
区分名	F
電子レンジ機能の年間消費電力量	57.0kWh／年
オーブン機能の年間消費電力量	10.0kWh／年
年間待機時消費電力量	0.0kWh／年
年間消費電力量	67.0kWh／年

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

株式会社○○

■電気冷蔵庫の表示例

定格内容積	全定格内容積	210ℓ
	冷凍室定格内容積	40ℓ
	冷蔵室定格内容積	170ℓ
消費電力量	50Hz	350kWh/年
外 形 寸 法	幅	1,000mm
	奥行き	800mm
	高　さ	2,100mm

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項
- 設置に関する注意事項

○○電気株式会社

■電気掃除機の表示例

吸込仕事率	160W
質　　量	6.0kg

使用上の注意

- 使用方法に関する注意事項
- 点検・手入れに関する注意事項

○○電気株式会社

雑貨工業品の品質表示

雑貨工業品は、現在30品目について、それぞれ次の表に示すとおり、表示事項が定められています。

対象品目と表示事項一覧

品　　目		表　示　項　目	付記事項（※）	
1. ティシュペーパー及びトイレットペーパー（タオルペーパー、クッキングペーパー等を除く。）		①寸法、②枚数	表示者名	連絡先
2. 障子紙		①製法、②材料、③寸法、④枚数（平判式のものに限る。）	表示者名	連絡先
3. 衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤		①品名、②成分、③液性、④正味量、⑤使用方法、⑥使用上の注意 ◆特別注意事項（31ページの規定に該当する場合）	表示者名	連絡先
4. 塗料		①品名、②色名、③成分、④用途、⑤正味量、⑥塗り面積、⑦使用方法、⑧用具の手入れ方法、⑨取扱い上の注意	表示者名	連絡先
5. サングラス（視力補正用のものを除く。）		①品名、②レンズの材質、③枠の材質、④可視光線透過率、⑤紫外線透過率、⑥使用上の注意	表示者名	連絡先
6. 浄水器（飲用として水道水から残留塩素を除去する機能を有するものに限る。カートリッジ等についても単体で販売される場合は対象。業務用、非常時用、アウトドア用、浴槽用、シャワー用や河川水や井戸水を原水としているものを除く。）		①材料の種類、②ろ材の種類、③ろ過流量、④使用可能な最小動水圧（供給された水を貯留して使用するものを除く。）、⑤浄水能力、⑥回収率（ろ材の種類が逆浸透膜のものに限る。）⑦ろ材の取替時期の目安、⑧使用上の注意	表示者名	連絡先
7. ショッピングカート（蓋、荷台等に座るような構造のもの、歩行補助車、キャスターバッグ（トランクと車輪が直結するもの）を除く。）		①袋又は籠の寸法、②質量、③取扱い上の注意	表示者名	連絡先
8. 食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはく		①寸法、②取扱い上の注意	表示者名	連絡先
9. 合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（合成ゴムをパッキン又は滑り止めのみに使用して製造したものを除く。）	ごみ容器その他の蓋付容器、洗いおけ、冷蔵庫用水筒、飲料用シール容器及び保冷剤を使用した容器等（台所用容器等）	①使用材料、②耐熱温度、③耐冷温度、④容量、⑤取扱い上の注意	表示者名	連絡先
	椀、皿、コップ、食品用シール容器、弁当箱、ざる、箸立て、パンケース等の容量表示を必要としない容器（皿等）	①使用材料、②耐熱温度、③取扱い上の注意	表示者名	連絡先
	まな板	①使用材料、②耐熱温度、③寸法、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先
	製氷用器具	①使用材料、②耐冷温度、③取扱い上の注意	表示者名	連絡先
	食事用の器具等	①使用材料、②耐熱温度	表示者名	連絡先
10. 強化ガラスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等を除く。）		①品名、②強化の種類、③取扱い上の注意	表示者名	連絡先
11. ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックスを製品の全部又は一部に使用して製造した食事用、食卓用又は台所用の器具（花瓶、灰皿、玩具、置物、茶道用器、趣味装飾用品、文具、事務用品等を除く。）		①品名、②使用区分、③耐熱温度差、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先
12. 漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具（木製のもの及び合成樹脂製のものに限る。）		①品名、②表面塗装の種類、③素地の種類、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先

品　　目		表　示　項　目	付記事項（※）	
13. 鍋 （容量が10リットルを超えるもの、電気、ガス又は石油等による加熱装置を有するものを除く。）		①表面加工、②材料の種類、③寸法、④満水容量、⑤取扱い上の注意	表示者名	連絡先
14. 湯沸かし （容量が10リットルを超えるもの、急須、水差し等を除く。）		①表面加工、②材料の種類、③満水容量、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先
15. 魔法瓶		①品名、②実容量、③保温効力（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものを除く。）、④保冷効力（ステンレス製携帯用魔法瓶であって保冷専用のものに限る。）、⑤材料の種類、⑥使用上の注意	表示者名	連絡先
16. 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣		①材料の種類、②取扱い上の注意	表示者名	連絡先
17. 革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋 （特定スポーツ仕様の手袋（ゴルフ用、野球用、ドライブ用等）は除く。）		①材料の種類、②寸法、③取扱い上の注意	表示者名	連絡先
18. かばん （牛革、馬革、豚革、羊革又はやぎ革を使用したものに限る。ハンドバッグ、財布等を除く。）		①皮革の種類、②取扱い上の注意	表示者名	連絡先
19. 洋傘		①傘の生地の組成、②親骨の長さ、③取扱い上の注意	表示者名	連絡先
20. 靴		①甲皮として使用する材料、②底材として使用する材料、③底の耐油性、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先
21. たんす		①寸法、②表面材、③表面加工、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先
22. 机及びテーブル		①外形寸法、②甲板の表面材、③表面加工、④取扱い上の注意	表示者名	連絡先
23. 椅子、腰掛け及び座椅子		①寸法、②構造部材、③表面加工、④張り材、⑤クッション材、⑥取扱い上の注意	表示者名	連絡先
24. スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレス	（1）スプリングマットレス	①構造、②寸法、③詰物の材料（詰物をくるむために用いる薄い布等を除く。）、④外装生地の組成、⑤使用上の注意	表示者名	連絡先
	（2）ウレタンフォームマットレス（最大の厚さが50mm以上のものに限る。）	①材料、②構造、③寸法、④硬さ、⑤復元率、⑥外装生地の組成、⑦使用上の注意	表示者名	連絡先
25. 歯ブラシ （電動式のもの及び使い捨て用等の一時的に使用するものを除く。）		①柄の材質、②毛の材質、③毛の硬さ、④耐熱温度	表示者名	連絡先
26. 哺乳用具 （母乳を絞りとるために用いられるさく乳器を除く。）		①品名、②材料の種類、③乳首の吸い穴の形状、④瓶の容量、⑤取扱い上の注意	表示者名	連絡先
27. 合成洗剤並びに洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤	（1）合成洗剤 （研磨剤を含むもの及び化粧品を除く。）	①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意 ◆特別注意事項（31ページの規定に該当する場合）	表示者名	連絡先
	（2）洗濯用又は台所用の石けん	①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、（固形石けんについては、③～⑦の表示を省略することができる。）	表示者名	連絡先
	（3）住宅用又は家具用の洗浄剤（研磨剤を含むものを除く。）	①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意、 ◆特別注意事項（31ページの規定に該当する場合）	表示者名	連絡先
28. 台所用、住宅用又は家具用の磨き剤	（1）クレンザー （研磨材を含むものに限る。）	①品名、②成分、③液性、④用途、⑤正味量、⑥使用上の注意 ◆特別注意事項（31ページの規定に該当する場合）	表示者名	連絡先
	（2）その他の磨き剤 （研磨材を含むものに限る。）	①品名、②成分、③用途、④正味量、⑤使用上の注意	表示者名	連絡先
29. 接着剤 （動植物系のもの、アスファルト系のものを除く。）		①種類、②成分、③毒性（毒物及び劇物指定令第2条（劇物）に指定されている劇物を使用している場合に限る。）、④用途、⑤正味量、⑥取扱い上の注意	表示者名	連絡先
30. 住宅用又は家具用のワックス		①品名、②成分、③種類、④用途、⑤正味量、⑥使用量の目安、⑦使用上の注意	表示者名	連絡先

※品質表示の内容を分離して表示を行う場合には、それぞれに表示者名等の付記が必要である。

1　使用上の注意又は取扱い上の注意

品目ごとに表示事項が定められているので、製品の品質に応じて適切に表示します。

2　表示者名及び連絡先

表示者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を表示します。表面積が革100％の縫製品である革製衣料及び革製手袋並びにかばんにおいては、経済産業大臣の定めるところにより、その承認を受けた番号を表示することでこれらに代えることができます。

3　表示方法

最小単位ごとに、**消費者が見やすい場所に分かりやすく表示します。**特に、「使用上の注意」又は「取扱い上の注意」は、本体から容易に離れない方法で表示してください。

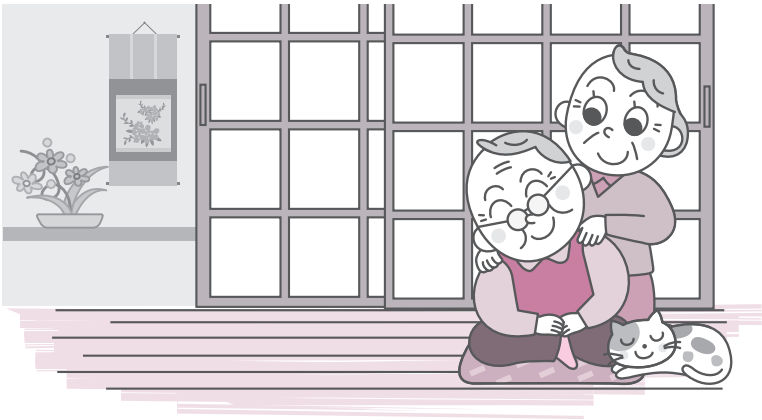

雑貨工業品の品質表示例

表示例は、あくまで一例になります。表示責任者が家庭用品品質表示法に基づき、適切な表示をしてください。

1　ティシュペーパー及びトイレットペーパーの表示例

■ティシュペーパー（方形）

寸法　縦200mm×横230mm
枚数　100枚（50組）
○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■トイレットペーパー（巻取り）

寸法　幅100mm×長さ（2枚重ね）50ｍ
○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

2　障子紙の表示例

製法	機械すき	
材料	パルプ	60%
	ビニロン	40%
	蛍光剤配合	
寸法	幅60cm×長さ90cm	
枚数	10枚	

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

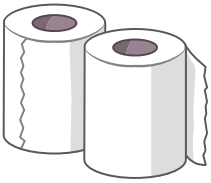

3　衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤の表示例

<table>
<tr><td colspan="4">品　名：衣料用漂白剤　　液　性：アルカリ性　　正味量：○○○㎖
成　分：次亜塩素酸ナトリウム（塩素系）、界面活性剤（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）、○○補助剤、蛍光増白剤</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使用方法</td><td>用　途</td><td>（洗濯のとき）
• 白物の黄ばみ・黒ずみの漂白
• 赤ちゃんの肌着、おむつの漂白と除菌
• 除臭</td><td>（しみ抜きのとき）
• 白物についたコーヒー、紅茶、緑茶、インク、血液、調味料等によるしみの漂白</td></tr>
<tr><td>使用量の目安</td><td>洗濯機（水30ℓ）なら50㎖（キャップ約2杯半）</td><td>• 2ℓの水に10㎖（キャップ約半分）</td></tr>
<tr><td>使い方</td><td colspan="2">• 洗濯用洗剤と一緒に入れて洗います。</td><td>• 30分くらい（汚れのひどいとき）浸したあと水ですすぎます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">使えるもの
• 白物の繊維製品（木綿、麻、ポリエステル、アクリル、レーヨン、キュプラ）
• プラスチック製品
• 毛、絹、ナイロン、アセテート及びポリウレタンの繊維製品
使えないもの
• 色物・柄物の繊維製品
• 一部の樹脂加工された繊維製品
• 金属製の容器、用具、ボタン、バックル</td></tr>
<tr><td colspan="4">• 試し方……目立たない部分に濃いめの液をつけ、5分ほどおいて黄変するものは使わないでください。
• 樹脂加工を施した繊維に使用して当該繊維が黄変した場合は、還元系漂白剤を使用して漂白してください。</td></tr>
<tr><td>使用上の注意</td><td colspan="3">• 子供の手の届く所に置かないでください。
• 熱湯では使用しないでください。
• 万一飲み込んだ場合は、水を飲む等の応急措置を行ってから医師に相談してください。
• 目に入った場合は、こすらず、ただちに流水で15分以上洗い流し、すぐに医師に相談してください。
• 直射日光の当たる所又は高温の所に置かないでください。
• 用途以外に使用しないでください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">○○株式会社　　TEL 03-0000-0000</td></tr>
</table>

定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には、**「特別注意事項」（31ページ参照）**の表示が義務付けられています。

特別注意事項の表示

ア　酸性タイプ

定められた試験（酸性タイプ）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品には、次に掲げる表示（①～③）が義務付けられています。**容器ごとに、商品名の記載のある面と同一面の目立つ箇所に表示します。**

① まぜるな危険

枠を設け、白地にし、「まぜるな」の文字は**黄色に黒の縁取りで28ポイント以上**、「危険」の文字は**赤色で42ポイント以上**にします。

② 酸性タイプ

枠を設け、「酸性タイプ」の文字は**赤系色**で表示し、「使用上の注意」の文字の大きさより**8ポイント以上大きく**します。

③ 塩素系の製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨

枠を設け、「塩素系」「危険」の文字は**赤系色**で、文字の大きさは「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより**4ポイント以上大きく**します。それ以外の文字は「使用上の注意」の文字より**1ポイント以上大きく**します。

イ　塩素系

定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品には、次に掲げる表示（①～③）が義務付けられています。**容器ごとに、商品名の記載のある面と同一面の目立つ箇所に表示します。**

① まぜるな危険

枠を設け、白地にし、「まぜるな」の文字は**黄色に黒の縁取りで28ポイント以上**、「危険」の文字は**赤色で42ポイント以上**にします。

② 塩素系

枠を設け、「塩素系」の文字は**黄系色**で表示し、「使用上の注意」の文字の大きさより**8ポイント以上大きく**します。

③
- 酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨
- 目に入った時は、すぐに水で洗う旨
- 子供の手に触れないようにする旨
- 必ず換気を良くして使用する旨

枠を設け、「酸性タイプ」「危険」の文字は**赤系色**で、文字の大きさは「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより**4ポイント以上大きく**します。それ以外の文字は「使用上の注意」の文字より**1ポイント以上大きく**します。

4　塗料の表示例

品　　名	油性塗料
色　　名	赤色
成　　分	油脂、天然樹脂、顔料、有機溶剤
用　　途	屋外木用、鉄用
正 味 量	500ｇ
塗り面積	10㎡（1回塗り）
使用方法	• 塗る前のゴミ、油分、さび、かび等をとってから塗装してください。 • 使用するときは、容器の蓋に手を添えて開け、塗料を底から十分にかき混ぜてください。 • 塗料の粘度が高く塗りにくいときは、ラッカー薄め液で少し薄めてください。
用具の手入れ方法	• はけは、ラッカー薄め液で洗い保存してください。

取扱い上の注意

- 子供の手の届かない所に保存し、子供が誤飲、誤食をしないように注意してください。
- 有機溶剤が含まれており、長時間溶剤のにおいをかぐと有害であるので、塗るとき及び塗ったあとしばらくの間は換気を良くしてください。
- 火気のある所では塗らないでください。
- 残った塗料は、蓋をし、直射日光を避けて保存してください。

○○○塗料株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

5　サングラスの表示例

品　　名	ファッション用グラス
レンズの材質	プラスチック
枠 の 材 質	• レンズ枠　　チタン • テンプル　　チタン
可視光線透過率	70%
紫外線透過率	1.0%

使用上の注意

- 高温のところに置いたり、傷をつけるような金属と一緒にしまわないでください。
- あまり長い時間、目にかけないでください。

○○○株式会社　フリーダイヤル 0120-000-000

6　浄水器の表示例

材料の種類　　浄水器本体：ABS樹脂
　　カートリッジ：ポリプロピレン
　　ホ　ー　ス：塩化ビニル樹脂
ろ材の種類　　活性炭、不織布、中空糸膜（ポリエチレン）
ろ過流量　　3.0ℓ／分
使用可能な最小動水圧　0.01MPa
浄水能力
　遊離残留塩素　（総ろ過水量2500ℓ、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
　濁り　（総ろ過水量1500ℓ、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
　総トリハロメタン（総ろ過水量1000ℓ、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
　CAT　（総ろ過水量1500ℓ、除去率80%、JIS　S3201試験結果）
ろ材の取替時期の目安

除去物質名	1日当たりの使用水量	
	10ℓ／日	15ℓ／日
残留塩素	250日（約8ヶ月）	150日（約5ヶ月）
濁り	150日（約5ヶ月）	100日（約3ヶ月）
総トリハロメタン	100日（約3ヶ月）	60日（約2ヶ月）
CAT	150日（約5ヶ月）	100日（約3ヶ月）

（除去対象物質によって、取替時期は異なります。また、使用水量、水質によって取替時期の目安が短くなることがあります。）

使用上の注意

- 水道水の飲用基準に適合した水をご使用ください。
- ろ材の取替時期の目安は、使用水量、水質、水圧により異なります。
- 水温35度以下でご使用ください。
- 浄水した水は塩素を除去しているため、なるべく早くご使用ください。
- 夜間等長時間使用しなかった後には、水質が悪化していることがありますので、ご使用の前に水を10～15秒以上流してください。
- 凍結の恐れのある場所に設置する場合は、内部を凍結させないようご注意ください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

交換用ろ材（カートリッジ）が販売される場合は、「材料の種類」、「ろ材の種類」、「浄水能力」、「ろ材の取替時期の目安」、「使用上の注意」を表示する必要があります。

7　ショッピングカートの表示例

袋の寸法　　幅350mm×奥行き200mm×高さ500mm
質量（重量）　　3kg

取扱い上の注意

- 20kg（耐荷重量）以上の重さの荷物を載せないでください。

○○○製造株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

8　食事用、食卓用又は台所用のアルミニウムはくの表示例

寸　　法　　幅25cm×長さ12m×厚さ17μm

取扱い上の注意

- 梅干、みそ、しょうゆ等の酸分や塩分の強い食品を長時間包装しておくと、変色したり、浸食されて穴が空くことがあります。
- 包み焼き等に用いる場合は、直接炎が当たると溶けることがあるので、器具等を用いてその上で使用してください。
- 湿気の多い場所や湯気の当たる場所で保管すると変色することがあります。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

9　合成ゴム製器具の表示例

■台所用容器等の表示例

使用材料　　シリコーンゴム
耐熱温度　　220℃
耐冷温度　　−60℃
容　　量　　3.0ℓ

取扱い上の注意

- 火のそばに置かないでください。
- 電子レンジでは使用できません。
- オーブンでは使用できません。
- 食材の臭いが移る場合があります。
- 食材の色が移る場合があります。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■皿等の表示例

使用材料　シリコーンゴム
耐熱温度　220℃
取扱い上の注意
- 火のそばに置かないでください。
- 冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがあります。（※）
- 電子レンジで使用する際は、次の点に注意してください。
  （注意事項の記載）
- 食材の臭いが移る場合があります。
- 食材の色が移る場合があります。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

（※）冷凍庫用に耐冷設計されていない場合に限り表示する。

■まな板の表示例

使用材料　合成ゴム
耐熱温度　120℃
寸　　法　縦400mm　横300mm　厚さ25mm
取扱い上の注意
- 火のそばに置かないでください。
- 熱い鍋等を載せないでください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■製氷用器具の表示例

使用材料　シリコーンゴム
耐冷温度　−60℃
取扱い上の注意
- 火のそばに置かないでください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■食事用の器具等の表示例

使用材料　シリコーンゴム
耐熱温度　220℃
○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

10　強化ガラス製器具の表示例

品　　名　　強化ガラス製器具
強化の種類　　全面物理強化

取扱い上の注意

- 急激な衝撃を与えないでください。
- 耐熱ガラスではないため、急激な温度変化は避けてください。
- 破損した場合、破片が激しく飛散することがあり危険です。
- 洗浄の際に研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザーなどの使用は、傷が付き、破損のおそれがあるので避けてください。

○○○硝子株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

11　ほうけい酸ガラス又はガラスセラミックス製器具の表示例

品　　名　　耐熱ガラス製器具
使用区分　　直火用
耐熱温度差　　300℃

取扱い上の注意

- 調理の際は外滴を拭い、途中で差し水をするときは冷水の使用を避け、また、ガラスの部分が熱くなっているときは濡れた布巾で触れたり、濡れた所に置いたりしないでください。
- 空炊きをしないでください。
- 洗浄の際は、研磨剤入りたわし、金属たわしやクレンザー等を使用しないでください。
- 突然一気に沸騰して湯が激しく吹き出すおそれがあるので、加熱中は顔などを近づけないでください。
- 加熱は器具の中心に置き、必ず弱火で使用してください。
- 使用区分以外の使用は避けてください。

○○○硝子株式会社　03-0000-0000

12　漆又はカシュー樹脂塗料等を塗った食事用、食卓用又は台所用の器具の表示例

品　名　　漆器
表面塗装の種類　　漆塗装（下地塗装：カシュー塗装）
素地の種類　　天然木（ひのき）

取扱い上の注意

- 使用後はお湯又は水で洗って柔らかい布で拭きとってください。
- 変色又は変形するおそれがあるので直射日光等を避けて保存してください。
- たわし又は磨き粉で磨かないでください。
- 電子レンジに入れて使用しないでください。
- 食器洗い機に入れて洗わないでください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

13　鍋の表示例

表面加工　ほうろう　　材料の種類　普通鋼板（底の厚さ2.0mm）
寸　法　23cm　　満水容量　2.0ℓ

取扱い上の注意

- 空炊きをしないでください。
- 使用後はよく洗って乾燥させてください。
- 取っ手の部分が熱くなる場合があります。
- 縁まで水等を満たした状態で使用しないでください。
- スチールたわし、磨き粉等を使用しないでください。
- 焦げ付き等を落とす際は金属製の固いものを使用しないでください。
- 炒めものに使用しないでください。
- 急激な衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しないでください。
- ストーブの上で使用しないでください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

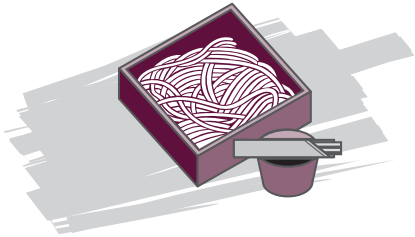

14　湯沸かしの表示例

表 面 加 工　　アルマイト
材料の種類　　アルミニウム（底の厚さ1.0mm）
満 水 容 量　　2.0ℓ

取扱い上の注意

- 空炊きをしないでください。
- 縁まで水等を満たした状態で使用しないでください。
- 取っ手又は握り部分が熱くなる場合があります。
- スチールたわし、磨き粉等を使用しないでください。
- 強い衝撃を与えたり、空炊きをした場合に水等をかけて急冷しないでください。
- ストーブの上で使用しないでください。
- 使用後はよく洗って乾燥させてください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

15　魔法瓶の表示例

品　　名	ガラス製卓上用魔法瓶	
実 容 量	2.2ℓ	
保 温 効 力	80度以上（10時間）	
材料の種類	中瓶のガラス	ほうけい酸ガラス
	胴部	鋼（印刷鋼板）
	蓋	ポリプロピレン
	コップ	ポリプロピレン
	口金	鋼（クロムめっき）
	中栓	ポリプロピレン
	揚水パイプ	鋼（クロムめっき）

使用上の注意

- 火のそばに置かないでください。
- 中栓及び蓋は確実に閉めて使用してください。
- 熱いものを入れて使用する場合には、横転させて中身が流れないように注意してください。
- 子供のいたずらに注意してください。
- 丸洗いをしないでください。
- ドライアイス又は炭酸飲料は入れないでください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

16　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造したコート、セーター、ズボン、ドレス、スカート及び上衣の表示例

材料の種類　　牛革

取扱い上の注意

- クリーニング（ベンジンを用いる場合を含む。）又は水洗いをすると革の色が落ち、又は革が軟化するおそれがあります。
- 保存の際は、重ね置きをしないで温度及び湿度が低く、かつ、通気の良い所に保存してください。特に梅雨期においては陰干しを行ってください。
- アイロン掛けはしないでください。

○○○皮革衣料株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

17　革又は合成皮革を製品の全部又は一部に使用して製造した手袋の表示例

材料の種類　　掌部　羊革
　　甲部　ウール100%

寸　　法　　25cm

使用上の注意

- 汗、水、摩擦等により色落ちする場合があります。
- 直射日光を避け、温度・湿度の低い場所で保管してください。
- アイロン掛けはしないでください。

○△株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

18　かばんの表示例

皮革の種類　　牛　　革

取扱い上の注意

- 素材にあったクリーナー、クリームや中性洗剤等で手入れをしてください。
- 濡れたときは、陰干しで乾かしてください。
- 保存するときは、湿度の高い場所を避けてください。

㈱○○○かばん店　東京都新宿区西新宿2-8-1

19　洋傘の表示例

■洋傘（ジャンプ式の折り畳み傘）

傘生地の組成	塩化ビニル樹脂
親骨の長さ	58 cm

取扱い上の注意

- 傘の開閉時やシャフトの伸縮時には、顔や身体から離して使用してください。
- 周囲の安全を十分に確認の上使用してください。

㈱○○○かさ店　東京都新宿区西新宿2-8-1

■ビーチパラソル又はガーデンパラソル

傘生地の組成	ポリエステル　100％
親骨の長さ	105 cm

取扱い上の注意

- 特に風向きに注意し、強風のときは使用しないでください。また、パラソルから離れるときは、傘を閉じてください。
- 中棒の埋めるべき深さの指示標識いっぱいに地中に埋めてください。
- 周囲の安全を十分に確認の上使用してください。

㈱○○○かさ店　東京都新宿区西新宿2-8-1

「傘生地の組成」は、繊維製の場合、繊維製品品質表示規程に準じ、繊維の名称を示す用語に混用率を併記し、ビニールフィルム製の場合は、合成樹脂加工品品質表示規程に準じて適正に材質を表示します。

20　靴の表示例

甲皮の使用材	合成皮革
底 材 の 種 類	合成底（耐油性）

取扱い上の注意

- 甲皮の汚れを取るためには、水で濡らした布を用い、靴クリーム等保革油を用いる必要はありません。
- 火のそばに置くと、軟化又は変形することがありますので注意してください。
- 乾燥するときは、陰干しをしてください。

○△シューズ株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

21　たんすの表示例

寸法　　外形　幅1000mm×奥行き800mm×高さ1700mm
　　引き出しの奥行き　　650mm
表面材　　天然木化粧繊維板
表面加工　　ラッカー塗装

取扱い上の注意

- 据付けに際しては、湿気の多い所を避け、たんすを水平に保つため必要な措置を講じてください。
- 直射日光又は熱を避けてください。

○○○家具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

22　机及びテーブルの表示例

外 形 寸 法　　幅1800mm×奥行き920mm×高さ300mm
甲板の表面材　　合成樹脂化粧繊維板（メラミン樹脂）
表 面 加 工　　ラッカー塗装

取扱い上の注意

- 直射日光又は熱を避けてください。
- 加熱した鍋、湯沸かし等を直接置かないでください。

○○○家具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

23　椅子、腰掛け及び座椅子（乳幼児用の椅子）の表示例

寸法　　幅500mm×奥行き590mm×高さ750mm
　　座面の高さ380mm
構造部材　　天然木
表面加工　　ラッカー塗装
張り材　　合成皮革
クッション材　　ウレタンフオーム

取扱い上の注意

- 直射日光又は熱を避けてください。
- 使用する際は必ずベルトやガード等を使用してください。

○○○家具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

24　スプリングマットレス及びウレタンフォームマットレスの表示例

■スプリングマットレス

構　造	一体式
寸　法	厚さ200mm×幅1000mm×長さ2000mm
材　料	コイルスプリング（詰物　ウレタンフォーム、フェルト（ジュート））
外装生地の組成	綿100%

使用上の注意

- 湿気を避け、風通しを良くしてください。
- 無理に折り曲げないでください。
- スプリングマットレスの上で跳んだりはねたりしないでください。

○○○寝具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

■ウレタンフォームマットレス

材　料	ウレタンフォーム	
構　造	1枚もの　波形	
寸　法	厚さ100mm×幅970mm×長さ1950mm	
硬　さ	やわらかめ（70ニュートン）	
復元率	95%	
外装生地の組成	綿	70%
	レーヨン	30%

使用上の注意

- 65度以上の温度になると変質します。熱いものに注意してください。

○○○寝具株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

25　歯ブラシの表示例

柄の材質	毛　の　材　質	毛の硬さ	耐熱温度
ＡＳ樹脂	天然毛（豚毛、狸毛）	やわらかめ	80度
○○歯ブラシ株式会社　フリーダイヤル 0120-000-000			

26　哺乳用具の表示例

品名　哺乳瓶（ガラス製）
材料の種類　フード　ポリプロピレン　乳首　天然ゴム
キャップ　ポリプロピレン　中栓　ポリプロピレン
中蓋　ポリプロピレン　瓶　ほうけい酸ガラス
乳首の吸い穴の形状　クロスカット
瓶の容量　200㎖（最大目盛り容量）

取扱い上の注意

- 使用後は洗浄をし、煮沸により消毒を行ってください。
- 高い所から落とす等急激な衝撃を与えると破損するおそれがあります。
- 亀裂や傷の点検をしてから、使用してください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

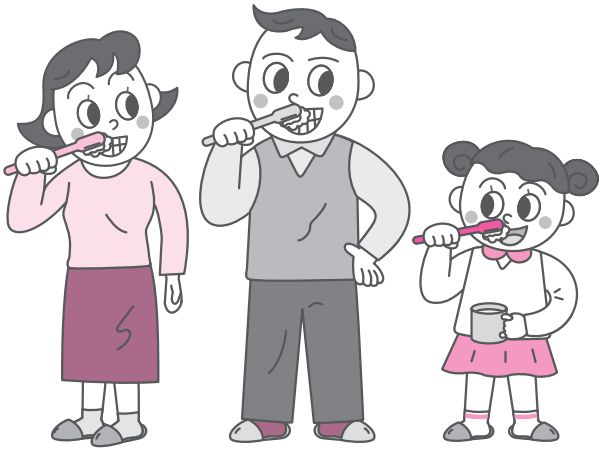

27　合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤の表示例

■洗濯用合成洗剤

品　　名　　洗濯用合成洗剤
成　　分　　界面活性剤（37%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ポリオキシエチレンアルキルエーテル、アルキル硫酸エステルナトリウム、純石けん分（脂肪酸ナトリウム））
水軟化剤（アルミノけい酸塩）
アルカリ剤（炭酸塩、けい酸塩）
蛍光増白剤、酵素
液　　性　　弱アルカリ性
用　　途　　綿・麻・レーヨン・合成繊維用
正 味 量　　2.2kg

洗濯機の大きさ（kg）（表示の洗濯容量）		水量の目安（高水位）	使用量の目安
洗 濯 機（全自動・二層式）	5.5～4.5	55ℓ	37g（山盛り）
	4.2～3.6	45ℓ	30g（水45ℓの線）
	3.3～2.8	40ℓ	27g（水40ℓの線）
	2.5～2.0	30ℓ	20g（すりきり1杯）
手洗い		4ℓ	3g（料理用小さじ1杯）

使用上の注意

- 子供の手が届く所に置かないでください。
- 用途以外に使用しないでください。
- 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合は、応急措置を行い、医師に相談してください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

定められた試験（酸性タイプ）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する商品には、**「特別注意事項」（31ページ参照）**の表示が義務付けられています。

■住宅用又は家具用の洗浄剤

【表面】

特別注意事項

【裏面】

品　　名	トイレ用洗浄剤
用　　途	便器、タイル、トイレのタンク
液　　性	アルカリ性
成　　分	界面活性剤（……） 分散剤（……） 水酸化ナトリウム（1%） 次亜塩素酸塩
正 味 量	300㎖

（使用量の目安）
- 便器：1回5㎖（2押し）
- タイル等：1㎡当たり10㎖

（使用上の注意）
- 子供の手の届く所に置かないでください。
- 用途以外に使わないでください。
- 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談してください。
- ゴム製等の手袋を使用してください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

定められた試験（酸性タイプ又は塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には、**「特別注意事項」（31ページ参照）**の表示が義務付けられています。

28　台所用、住宅用又は家具用の磨き剤の表示例

品　　名　クレンザー
成　　分　研磨剤（85%）
　　界面活性剤（5%、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム）
　　アルカリ剤
　　漂白剤
液　　性　弱アルカリ性
用　　途　適するもの　• 台所用　　流し台、調理器具、食器
　　• 浴室用　　浴槽（ステンレス）
　　• トイレ用　衛生陶器
　　適さないもの　漆器・金銀等
正 味 量　450 g

使用上の注意

- 子供の手の届く所に置かないでください。
- 万一、目に入った場合には、こすらずに水で洗い流してください。
- 食器、調理器具等に使用する場合には、使用後、水でよくすすいでください。
- 飲みこんでしまった場合は、吐かずに口をすすぎ、水を飲んでください。
- 用途以外に使用しないでください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1　TEL 03-0000-0000

定められた試験（塩素系）で測定した結果、1.0ppm以上塩素ガスを発生する製品には**「特別注意事項」（31ページ参照）**の表示が義務付けられています。

29　接着剤の表示例

種　　類　　溶剤形接着剤
成　　分　　酢酸ビニル樹脂（30%）、ニトリルゴム（10%）、有機溶剤（60%）：トルエン、酢酸エチル、メタノール
毒　　性　　劇物含有
用　　途　　皮革、布、紙、軟質ビニル、硬質プラスチックゴム
正 味 量　　25g

取扱い上の注意

- 子供の手が届かない所に置き、いたずらをしないよう注意してください。
- 接着用以外には使用しないでください。
- 使用に際しては、換気を良くしてください。
- 有機溶剤を含んでいるので有害です。蒸気を吸わないよう注意してください。
- 人体に異状が生じた場合には応急処置を適正に行ってください。

○○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

30　住宅用又は家具用ワックスの表示例

品　　名　　床用ワックス
成　　分　　ろう・油脂・有機溶剤
種　　類　　油性
用　　途　　白木用
正　味　量　　500g
使用量の目安　　1平方メートル当たり10g

使用上の注意

- 塗布する際には火気に注意してください。
- 万一飲み込んだり、目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談してください。
- 密閉した室内で塗布すると有機溶剤が揮発して危険です。換気に注意してください。

○○株式会社　東京都新宿区西新宿2-8-1

家庭用品品質表示法（抜粋）

（昭和37年5月4日　法律第104号）
最終改正：平成23年12月14日　法律第122号

（目的）
第一条　この法律は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。
（定義）
第二条　この法律で「家庭用品」とは、次に掲げる商品をいう。
一　一般消費者が通常生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品のうち、一般消費者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、その品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの
二　前号の政令で定める繊維製品の原料又は材料たる繊維製品のうち、需要者がその購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、同号の政令で定める繊維製品の品質に関する表示の適正化を図るにはその品質を識別することが特に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの
２　この法律で「製造業者」とは、家庭用品の製造又は加工の事業を行う者をいい、「販売業者」とは、家庭用品の販売の事業を行う者をいい、「表示業者」とは、製造業者又は販売業者の委託を受けて家庭用品に次条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。第四条第一項において同じ。）の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項を表示する事業を行う者をいう。
（表示の標準）
第三条　内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。
一　成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項
二　表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項
２　省略
３　内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
４及び５　省略
（指示等）
第四条　前条第三項の規定により告示された同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同条第三項の規定により告示された同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者、販売業者又は表示業者（以下「違反業者」と総称する。）があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（違反業者が販売業者（卸売業者を除く。）である場合にあつては、内閣総理大臣）は、当該違反業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。
２　省略
３　内閣総理大臣は、第一項の指示に従わない違反業者があるときは、その旨を公表することができる。
４　経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。
（表示に関する命令）
第五条　内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者、販売業者又は表示業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。
第六条　内閣総理大臣は、生活必需品又はその原料若しくは材料たる家庭用品について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。
２　内閣総理大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなけれ

ばならない。
第七条　内閣総理大臣は、前条第一項に規定する場合において、製造業者、販売業者又は表示業者によつては当該家庭用品に係る表示事項を適正に表示することが著しく困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、内閣府令で、製造業者又は販売業者に対し、当該家庭用品については、内閣総理大臣が表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。
第八条　前条の規定の適用については、家庭用品ごとに、内閣総理大臣の認可を受けた者のした当該表示事項の表示は、同条の規定により内閣総理大臣がしたものとみなす。
２　内閣総理大臣は、前項の認可の申請をした者が、当該申請に係る家庭用品の品質を識別する能力があり、かつ、同項に規定する表示を公正に行う者であると認めるときは、その者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の認可をしなければならない。
一　この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二　次項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三　法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
３　内閣総理大臣は、第一項の認可を受けた者がこの法律の規定に違反したとき、又は不正な手段により同項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
４　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品の品質を識別するには、内閣府令で定める方法によらなければならない。
５　第一項の認可を受けた者は、当該認可に係る家庭用品について表示事項を表示する場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてしなければならない。
（命令の変更又は取消し）
第九条　内閣総理大臣は、第五条から第七条までの規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。
第九条の二　省略
（内閣総理大臣又は経済産業大臣に対する申出）
第十条　何人も、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣（当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者（卸売業者を除く。）に係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。
２　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三条から第七条までに規定する措置その他適当な措置をとらなければならない。
（消費者委員会への諮問）
第十一条　内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。
第十二条から第十七条まで　削除
（手数料）
第十八条　第七条の規定による表示をすることを求めようとする者及び第八条第一項の認可を申請する者（内閣総理大臣に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
（報告及び立入検査）
第十九条　内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
２　内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
４　第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
５　省略
第二十条から第二十二条まで　省略
（権限の委任）
第二十三条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者

庁長官に委任する。
2　この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。
（都道府県又は市が処理する事務）
第二十四条　前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
2　前項の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の一部は、政令で定めるところにより、市長が行うこととすることができる。
（罰則）
第二十五条　第五条から第七条までの規定による命令又は第八条第五項の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。
第二十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一　第八条第四項の規定に違反した者
二　第十九条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十九条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
第二十八条　省略

■家庭用品品質表示法の問合せ先

消費者庁 表示対策課
〒100-8958
東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館7階
電話：03-3507-8800（代表）
ホームページ
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/
最新の法令改正状況や各品質表示規程、解説、表示例等をこちらのホームページから確認できます。

経済産業省 産業保安グループ 製品安全課
〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
電話：03-3501-1511（代表）

東京都 生活文化局 消費生活部 取引指導課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話：03-5388-3066（直通）　FAX：03-5388-1332
ホームページ https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/hyoji/kahyo

区部の担当部署

名　　称	〒	所　在　地	電話・ＦＡＸ
千代田区消費生活センター	102-8688	千代田区九段南1-2-1	TEL 03-5211-4179 FAX 03-3264-7989
中央区区民生活課 消費生活係	104-8404	中央区築地1-1-1	TEL 03-3546-5332 FAX 03-3546-9557
港区立消費者センター	105-0023	港区芝浦1-16-1 みなとパーク芝浦2Ｆ	TEL 03-3456-4159 FAX 03-3453-0458
新宿区立 新宿消費生活センター	160-0022	新宿区新宿5-18-21	TEL 03-5273-3834 FAX 03-5273-3110
文京区消費生活センター	112-8555	文京区春日1-16-21	TEL 03-5803-1105 FAX 03-5803-1342
台東区くらしの相談課 消費者担当	110-8615	台東区東上野4-5-6	TEL 03-5246-1144 FAX 03-5246-1139
すみだ消費者センター	131-0045	墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2F	TEL 03-5608-1516 FAX 03-5608-1510
江東区消費者センター	135-0011	江東区扇橋3-22-2 パルシティ江東2F	TEL 03-5683-0321 FAX 03-5683-0318
品川区消費者センター	140-0014	品川区大井1-14-1 大井1丁目共同ビル4Ｆ	TEL 03-5718-7181 FAX 03-5718-7183
目黒区消費生活センター	153-0063	目黒区目黒2-4-36 区民センター1Ｆ	TEL 03-3711-1133 FAX 03-3711-5297
大田区立消費者生活センター	144-0052	大田区蒲田5-13-26-101	TEL 03-3736-7711 FAX 03-3737-2936
世田谷区消費生活課	154-0004	世田谷区太子堂2-16-7	TEL 03-3410-6521 FAX 03-3411-6845
渋谷区商工観光課 商工観光係	150-8010	渋谷区渋谷1-18-21	TEL 03-3463-1762 FAX 03-3463-3528
中野区消費生活センター	164-8501	中野区中野4-8-1	TEL 03-3389-1191 FAX 03-3389-1199
杉並区立消費者センター	167-0032	杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3Ｆ	TEL 03-3398-3141 FAX 03-3398-3159
豊島区生活産業課 消費生活グループ	171-8422	豊島区南池袋2-45-1 区役所4Ｆ	TEL 03-4566-2416 FAX 03-5992-7024
北区消費生活センター	114-8503	北区王子1-11-1 北とぴあ11Ｆ	TEL 03-5390-1239 FAX 03-5390-1143
荒川区消費生活センター	116-8501	荒川区荒川2-2-3 区役所6Ｆ	TEL 03-3802-4673 FAX 03-3803-2333
板橋区消費者センター	173-0004	板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター7Ｆ	TEL 03-3579-2266 FAX 03-3962-3955
練馬区経済課 消費生活係	177-0041	練馬区石神井町2-14-1 石神井公園区民交流センター内	TEL 03-5910-3089 FAX 03-5910-3440
足立区消費者センター	123-0851	足立区梅田7-33-1	TEL 03-3880-5385 FAX 03-3880-0133
葛飾区消費生活センター	124-0012	葛飾区立石5-27-1 ウィメンズパル内	TEL 03-5698-2316 FAX 03-5698-2315
江戸川区消費者センター	132-0031	江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1F	TEL 03-5662-7635 FAX 03-5607-1616

市部の担当部署

名　　称	〒	所　在　地	電話・FAX
八王子市市民部 消費生活センター	192-0082	八王子市東町5-6 クリエイトホールB1F	TEL　042-631-5456 FAX　042-643-0025
立川市市民生活部生活安全課 消費生活センター係	190-0012	立川市曙町2-36-2 女性総合センター・アイム5F	TEL　042-528-6801 FAX　042-528-6805
武蔵野市市民部生活経済課 消費生活センター	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町1-10-7 武蔵野商工会館3F	TEL　0422-21-2972 FAX　0422-51-5535
三鷹市生活環境部生活経済課 消費生活係	181-0013	三鷹市下連雀3-22-7 三鷹市消費者活動センター内	TEL　0422-43-7874 FAX　0422-45-3300
青梅市市民安全部市民安全課 市民相談係	198-8701	青梅市東青梅1-11-1	TEL　0428-22-1111(大代表) FAX　0428-22-3508
府中市消費生活センター	183-0023	府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階	TEL　042-360-3320 FAX　042-351-4605
昭島市市民部生活コミュニティ課 暮らしの安全係	196-8511	昭島市田中町1-17-1	TEL　042-544-5111(大代表) FAX　042-544-6440
調布市生活文化スポーツ部文化振興課 消費生活係	182-8511	調布市小島町2-35-1	TEL　042-481-7140 FAX　042-481-6881
町田市市民部市民協働推進課 消費生活センター	194-0013	町田市原町田4-9-8 町田市民フォーラム3F	TEL　042-725-8805 FAX　042-722-4263
小金井市市民部経済課 消費生活係	184-8504	小金井市本町6-6-3	TEL　042-387-9831 FAX　042-386-2609
小平市市民部市民課 市民相談担当	187-8701	小平市小川町2-1333	TEL　042-346-9607 FAX　042-346-9550
日野市企画部地域協働課 地域協働係	191-0011	日野市日野本町1-6-2 生活・保健センター内	TEL　042-581-4112 FAX　042-581-4221
東村山市市民部市民相談・交流課 消費生活センター	189-8501	東村山市本町1-2-3	TEL　042-393-5111(大代表) FAX　042-395-8444
国分寺市市民生活部経済課 経済振興係	185-8501	国分寺市戸倉1-6-1	TEL　042-325-0111(大代表) FAX　042-325-1380
国立市生活環境部まちの振興課 コミュニティ・市民連携係	186-8501	国立市富士見台2-47-1	TEL　042-576-2111(大代表) FAX　042-576-0264
西東京市生活文化スポーツ部協働コミュニティ課 消費者センター	202-8555	西東京市中町1-5-1	TEL　042-438-4046 FAX　042-438-2021
福生市生活環境部シティセールス推進課 産業活性化グループ	197-8501	福生市本町5	TEL　042-551-1699 FAX　042-553-7500
狛江市市民生活部地域活性課 地域振興係	201-8585	狛江市和泉本町1-1-5	TEL　03-3430-1111(大代表) FAX　03-3430-6870
東大和市市民部地域振興課 消費・共同参画係	207-8585	東大和市中央3-930	TEL　042-563-2111(大代表) FAX　042-563-5931
清瀬市市民生活部産業振興課 消費生活センター	204-0021	清瀬市元町1-4-17	TEL　042-495-6211 FAX　042-495-6221
東久留米市市民部生活文化課 市民協働係	203-8555	東久留米市本町3-3-1	TEL　042-470-7738 FAX　042-472-1131
武蔵村山市協働推進部協働推進課 協働推進係	208-8501	武蔵村山市本町1-1-1	TEL　042-565-1111(大代表) FAX　042-563-0793
多摩市くらしと文化部 コミュニティ・生活課消費生活センター	206-0025	多摩市永山1-5 ベルブ永山3F	TEL　042-337-6610 FAX　042-337-6003
稲城市市民部市民協働課 市民生活係	206-8601	稲城市東長沼2111	TEL　042-378-2111(大代表) FAX　042-378-5677
羽村市産業環境部産業振興課 消費生活係	205-0003	羽村市緑ヶ丘5-1-30	TEL　042-555-1111(大代表) FAX　042-555-5535
あきる野市環境経済部商工振興課 商工振興係	197-0814	あきる野市二宮350	TEL　042-558-1867 FAX　042-558-1119

平成29年度
家庭用品品質表示法ハンドブック
登録番号(29)69

平成30年3月発行
編集発行　新宿区西新宿2－8－1
東京都生活文化局消費生活部取引指導課
電話(03)5388-3066
印　　刷　明誠企画株式会社
電話(042)567-6233

R70
古紙配合率70%再生紙を使用しています
本書は有機溶剤を含まないインキを使用しています

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。